

詳説

# 入管法と外国人労務管理・監査の実務

—入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例—

〔第3版〕

著 弁護士 山脇 康嗣

新日本法規

### 3 外国特有製品の製造・修理技能者（3号）

ヨーロッパ特有のガラス製品、ペルシアじゅうたん等、日本にはない製品の製造又は修理に係る技能をいいます（審査要領）。シューフィッター（生理学的分野から靴を研究し、治療靴を製造するもの）については、解剖学、外科学等の知識を用いて外反母趾等の疾病の予防矯正効果のある靴のデザインを考え、製作していく作業に従事するものは含まれます（審査要領）。

### 4 宝石・貴金属・毛皮加工技能者（4号）

本号では、「外国に特有」等の要件は定められていません。宝石及び毛皮については、宝石や毛皮を用いて製品を作る過程のみならず、原石や動物から宝石や毛皮を作る過程を含みます（審査要領）。皮の加工については毛がついている必要があり、毛皮の加工は認められますが、皮革の加工は認められないので注意してください。本号による申請は実務上それほど多くはありませんが、外国人労働者雇用研究会『こんなときどうする外国人の入国・在留・雇用Q&A』3540頁（川村節夫執筆部分）（第一法規、平成4年）に、本号による「技能」に係る在留資格認定証明書交付申請の事例が掲載されており、参考になります。

### 5 スポーツ指導者（8号）

#### (1) 対象業務

##### ア スポーツの意義（競技スポーツと生涯スポーツ）

スポーツとは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をいい（スポーツ基本法前文）、一般的に、競技スポーツと生涯スポーツの2種類の概念に分けられますが、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツ」には、その両方が含まれます（審査要領）。本号の対象はアマチュアスポーツの指導に限られませんが、野球、サッカー等チームで必要とするプロスポーツの監督、コーチ等でチームと一体として出場しプロスポーツの選手に随伴して入国し在留する活動については「興行」の在留資格に該当します（審査要領）。

##### イ 気功指導

気功指導の本号該当性が問題となることがあるところ、気功には、体操のように動くことを通じて気を動かし若しくは整え、呼吸によって気を動かし若しくは整える等により肉体的鍛錬を目的とするものと、患部の治療にあたる「気功治療」の2種類があります。前者の肉体的鍛錬としての気功運動は、上記アの生涯スポーツの概念に含まれると解されることから、スポーツの指導に係る「技能」の在留資格に該当しますが、後者の病気治療としての「気功治療」は、スポーツの指導にはあたらないので、「技能」の在留資格に該当しません（審査要領）。

##### ウ ヨガの指導、整体の指導、マッサージの指導

ヨガは、その内容が熟練した技能を要する業務（法別表1の2の表の技能の項の下欄）といえれば、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツ」に該当しえますが、単純な整体やマッサー

ジは、同号の「スポーツ」に該当しません。

#### エ 商業ラフティングのリバーガイド

商業ラフティングのリバーガイドが単独でボートを操り運行することは容易ではなく、ボートに乗り合わせた複数の乗員によるパドリング操作と協力が不可欠な要素となっており、乗員全員が協力し合いながら激流を通過していくという達成感と連帯感を共有していくものであり、遊戯的な要素を持ちつつ体を動かすという観点から、上記アの生涯スポーツに含まれます。また、リバーガイドは、ラフティングを行う前に乗員に対して安全対策を行い、運行中に豊富な経験に基づいてパドリングによるコントロールを乗員に指示することから指導員としての要素が強く、さらに当該事案に係る外国人のリバーガイドについては、経験が不足している日本人ガイドへの技術指導も行うとされていることに鑑み、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」に当たるとされています（入国・在留審査先例集18-1・20-4）。

#### オ キャニオニングガイド

キャニオニングは、救命胴衣等の装備を身につけた参加者がボート等を使用せず、滝を滑り降りたり川へ飛び込んだりなどしながら川下りをするものです。参加者はガイドの指導を受けつつ、川の流れの強さやカレント（流れの方向）等を体感しつつ、手足を使って最適なコース取りを行ったり、参加者全員が連なり川を下る際は、互いに声を掛け合い協力し合いながら川を下ることで達成感や連帯感を共有します。このキャニオニングは、上記アの生涯スポーツに含まれます。そして、当該事案に係る申請人がシニアガイドとしてジュニアガイドの指導も行うとされていること及び当該事案に係る受入機関にガイドとして認定されるためには安全知識や流体力学のほか、スイミング技術が求められること等に鑑み、キャニオニングガイドは、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」に当たるとされています（入国・在留審査先例集20-4）。

#### カ ハイロープスのガイド

ハイロープスは、プラットフォーム間（障害物等のスタート地点及びゴール地点となる設備）にロープ又はワイヤーで製作、設置された各障害物等を参加者各自がバランスを取りながら進んでいくものであり、当該アクティビティ中、参加者は常にセイフティ・ケーブルにつながった状態です。このハイロープスは、それ自体のスポーツ性を否定することは困難であるとされます。しかし、当該事案に係る申請人が行う「ハイロープスガイド」としての活動は、参加者に安全装備を着用させること、道具や設備の点検を行うこと、コースのスタート前に安全説明を行うこと及び各コースの案内・誘導を行うこととされており、上記オのキャニオニングガイドとは異なり、コースのスタート後に、ハイロープスをスポーツとして捉え、その身体運動としての手法・技術等の指導を行うものではなく、安全指導の要素が強く、スポーツの指導としての要素は希薄であること及びガイドになるためには25時間のトレーニングを要し、ガイドリーダーになるためには50時間のトレーニングを要するとされているものの、この程度の経験をもって「熟練した技能」（法別表1の2の表の技能の項の下欄）と同列に扱うこと自体が相当ではないことに鑑み、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」

に当たらないとされています（入国・在留審査先例集20-4）。

#### キ ジップラインのガイド

ジップラインは、山と山の間又は木と木の間の高所をケーブルでつなぐことにより設置した滑走コースを参加者が滑車を使用して滑り降りるものであり、当該アクティビティ中、参加者は常にセーフティ・ケーブルにつながった状態です。このジップラインは、滑走コースを参加者が滑車を使用して滑り降りるのみであり、娯楽性の強さに対し、体を動かす要素に乏しいため、そもそも上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツ」に当たらないとされています（入国・在留審査先例集20-4）。

#### ク 熱気球のパイロットとしての遊覧飛行（熱気球体験）の操縦技術の指導

熱気球の遊覧飛行（熱気球体験）は、上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツ」に当たらないとされています（入国・在留審査先例集18-1）。

#### ケ ツリークライミング、ロッククライミングの指導

日本行政書士会連合会『令和元年度版外国人実務事例集』63頁、64頁（令和2年）において、ツリークライミングの指導及びロッククライミングの指導が上陸基準省令の技能の項の下欄8号の「スポーツの指導」に当たるとされた事例が掲載されています。

#### (2) 対象者

①スポーツの指導に係る技能について3年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含みます。）を有する者、②①に準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者及び③スポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者が対象となります。

①について、「報酬を受けて当該スポーツに従事していた」（上陸基準省令の技能の項の下欄8号括弧書）とは、プロスポーツの競技団体に所属し、プロスポーツ選手として報酬（賞金を含みます。）を受けていた者が該当します（審査要領）。

②は、具体的には、スキースキーの指導に係る技能について国際スキースキー教師連盟（I S I A）が発行するI S I Aカードの交付を受けている者が該当します（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について3年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件（平28・7・22法務告406））。

③について、「その他の国際的な競技会」とは、地域又は大陸規模の総合競技会（アジア大会等）、競技別の地域又は大陸規模の競技会（アジアカップサッカー等）が該当します。二国間又は特定国間の親善競技会等は含まれません（審査要領）。

なお、上記②について、公益社団法人日本プロスキースキー教師協会（S I A）が認定するアルペンスキースキー・ステージI以上の資格又は同協会がこれと同等以上と認めるスキースキーの指導に関する資格を有している者が、本邦の公私機関との契約に基づいてスキースキーの指導に従事する活動は、「特定活動」（特定活動告示<sup>50</sup>）に該当します。

## 第8節 「技能実習」

### 第1 監査の重要性

技能実習法上、監理団体及び実習実施者がそれぞれ遵守すべき事項は非常に多く、遵守していない場合は、監理団体は報告徴収・立入検査（技能実習35 I）、改善命令（技能実習36 I）、事業停止命令（技能実習37 III）、監理許可の取消し（技能実習37 I）及び事業者名の公表（技能実習36 II・37 IV）等の行政処分等を受ける可能性があり、実習実施者は報告徴収・立入検査（技能実習13 I）、改善命令（技能実習15 I）、実習認定の取消し（技能実習16 I）及び事業者名の公表（技能実習15 II・16 II）等の措置を受ける可能性があります。また、技能実習法違反について刑事罰が規定されている事項も多く存在します（『技能実習法の実務』257～262頁参照）。

監理団体は、外部監査又は外部役員の措置のいずれかを実施していることが義務付けられています（技能実習25 I ⑤）。実習実施者は、外部監査を受けることを義務付けられてはませんが、入管法、技能実習法及び労働法を遵守している状態を常に維持し続ける必要があります。それを実現するために、入管法、技能実習法及び労働法の全てに精通する専門の弁護士等による適法性監査を、（団体監理型技能実習にあっては監理団体による監査とは別に、）定期的に実施することが非常に有用です。

以下において、弁護士等の法律専門家が監理団体に対する外部監査（後記第2）及び企業単独型実習実施者（技能実習2 VII II）に対する適法性監査（後記第3）を行う場合の監査事項及び確認すべき書類等を具体的に示します。なお、技能実習制度の詳細は、『技能実習法の実務』を参照してください。

### 第2 監理団体に対する外部監査

外部監査人が行うべき具体的な外部監査事項（参考様式第4-12号別紙の外部監査実施概要参照）及び各事項につき確認すべき書類等（代表的なものは、次のとおりです（△は、存在する場合に確認すべき書類です）。いずれの事項についても、書面を確認するのみならず、書面の記載内容等に基づき、監理団体の責任役員及び監理責任者から十分な報告や説明を受けなければなりません（技能実習規30 VI ①・III ①②）。

外部監査事項		確認すべき書類等
前提 確認 事	① 監理団体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書（省令様式第11号）</li> <li>■監理事業計画書（省令様式第12号）</li> <li>■申請者の概要書（参考様式第2-1号）</li> <li>■申請者の役員の履歴書（参考様式第2-3号）</li> </ul>

項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監理責任者の履歴書（参考様式第2-4号）</li> <li>■ 監理責任者等講習受講証明書</li> <li>■ 監理団体許可証（省令様式第14号）</li> <li>■ 監理団体許可条件通知書</li> <li>■ 定款</li> <li>■ 監理団体の業務の運営に関する規程（技能実習運用要領別紙⑤、漁船漁業別紙①）</li> <li>■ 履歴事項全部証明書</li> <li>■ 個人情報適正管理規程（技能実習運用要領別紙⑥）</li> <li>■ 事業報告書（省令様式第23号）</li> </ul> <p>△ 船員職業安定法34条1項の許可証</p>
② 監理許可後の変更	<p>△ 事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書（省令様式第16号）</p> <p>△ 変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）</p> <p>△ 事業区分変更通知書（省令様式第21号）</p> <p>△ 取扱職種範囲等変更命令通知書（省令様式第13号）</p> <p>△ 監理団体許可申請の内容変更申出書・監理団体許可条件変更申出書（参考様式第2-17号）</p> <p>△ 監理団体許可条件通知書</p>
③ 事業の休止・再開	<p>△ 事業休止届出書（省令様式第19号）</p> <p>△ 事業再開届出書（参考様式第3-2号）</p>
④ 優良要件適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業報告書（省令様式第23号）</li> <li>■ 優良要件適合申告書（監理団体）（参考様式第2-14号）</li> <li>■ 監理責任者等講習受講証明書</li> <li>■ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書、被保険者賞与支払届、出勤簿等（常勤性を証する資料）</li> </ul> <p>※ 常勤性の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所定労働日数が週5日以上、かつ、年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること</li> <li>② 雇用保険の被保険者であり、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること</li> </ul>

## 第3節 外国人労働者受入後の労務管理及び適法性監査

### 第1 外国人労働者受入後の労務管理

外国人労働者受入後の労務管理については、後記1の実体的事項及び後記2の手続的事項の双方に留意する必要があります。

#### 【外国人労働者受入後の労務管理における重点的留意事項】

実体的事項	手続的事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 在留資格該当性の維持（在留資格該当性の全体的判断）</li> <li>(2) 労働法、社会保険法及び租税法の遵守</li> <li>(3) 労働条件の変更</li> <li>(4) 業務命令、配転命令、出向命令等の人事権行使の限界</li> <li>(5) 派遣先の変更</li> <li>(6) 休業</li> <li>(7) 時間外労働</li> <li>(8) 年次有給休暇の取得のさせ方</li> <li>(9) 労働安全衛生</li> <li>(10) 寄宿舎</li> <li>(11) パワーハラスメント防止の措置義務等</li> <li>(12) セクシュアル・ハラスメント防止の措置義務等</li> <li>(13) マタニティ・ハラスメント防止の措置義務等</li> <li>(14) 育児介護休業等関連ハラスメント防止の措置義務等</li> <li>(15) 適切な支援、環境調整の実施、キャリアアッププランの実行</li> <li>(16) 雇用関係の終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受入企業自身が行うべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 外国人労働者に係る最新かつ正確な情報の把握</li> <li>イ 法定帳簿の作成・備付け</li> <li>ウ 在留資格に応じた届出及び報告等の確実な履行</li> </ul> </li> <li>(2) 外国人従業員に行わせるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 就労資格に係る所属機関に関する届出の履行</li> <li>イ 中長期在留者としての届出の履行</li> <li>ウ 在留カード及び特別永住者証明書の更新手続の履行</li> </ul> </li> </ul>

(17) 在留期間更新許可申請の失念により 就労中に在留期限が経過した場合の対応
(18) 労働者の損害賠償責任
(19) 行政庁による実地検査、報告徴収、 指導、立入検査等への対応
(20) 監理団体の労働組合法上の使用者性 (技能実習生の労働条件に係る労働組 合の団体交渉への対応)
(21) 専門の弁護士等から継続的な助言指 導を受ける体制の構築

## 1 実体的事項

### (1) 在留資格該当性の維持（在留資格該当性の全体的判断）

外国人労働者受入後の労務管理としては、在留資格該当性の維持が最も重要です。なぜなら、入管法は、在留資格該当性のない就労活動を刑事罰（資格外活動罪、不法就労長罪）をもって禁圧しているからです（法70 I ④・73・73の2・19 I）。在留資格該当性の有無については、在留資格該当性の全体的判断（縦の関係と横の関係）を的確に行う必要があります（上記第2章第1節「技術・人文知識・国際業務」第3 3(4)ア参照）。

在留資格「特定技能」に係る在留資格該当性としての業務区分該当性に関し、特定技能外国人は、一定の主たる業務（例えば、宿泊分野にあってはフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供、外食業分野にあっては飲食物調理、接客、店舗管理という外食業全般）を幅広く行わなければならない、関連業務への従事は付随的な限度においてのみ許容される（特定技能運用要領）、これらを遵守しているか否かについても、在留資格該当性の全体的判断（縦の関係と横の関係）により決せられます。また、在留資格「特定技能」に係る在留資格該当性としての業務区分該当性として、介護分野、ビルクリーニング分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野及び外食業分野にあっては、一定の要件を満たす事業所（営業所）における業務であることが求められ（上記第2章第7節「特定技能」第2参照）、この事業所要件が維持されているかについても注意が必要です。

在留資格「技能実習」に係る在留資格該当性は、認定された技能実習計画に基づく活動であるところ（法別表1の2の表の技能実習の項の下欄）、技能実習2号移行対象職種・作業にあっては、認定された技能実習計画における必須業務に、業務に従事させる時間全体の2分の1以上従事しており、関連業務の従事は時間全体の2分の1以下であり、周辺業務の従事は時間全体の3分の1以下であり（技能実習9②、技能実習規10 II ②ハ）、実習認定された職種・作業と実際に従事している業務との間に齟齬がないか否かも、在留資格該当性の全体的判断により決せられます。



新日本法規

